# ワーキングペーパーに関する内規

(定義)

第1条 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター(以下「センター」という。)が 登録を受け付け管理するワーキングペーパーを「ビジネス・ファイナンス研究センター ワーキングペーパーシリーズ」と呼ぶ。

(趣旨)

第2条 本内規は、ビジネス・ファイナンス研究センター ワーキングペーパーシリーズ に関する事項を定める。

(受付時期)

第3条 原稿は、随時受け付けるものとする。

### (登録資格者)

- 第4条 次の各号に定める者とする。なお、共著の場合は執筆資格者が少なくとも1人は 含まれている必要がある。
  - ー センター兼任研究所員
  - 二 センター研究員
  - 三 センター助手・助教
  - 四 その他管理委員会が認めた者
- 2 外部機関に所属する執筆者はその本属機関から承諾を得てその本属を明記することとする。

(原稿形式)

第5条 刷り上りはA4縦横書き版(1頁1,200字程度)とする。引用形式はセンター紀要「早稲田国際経営研究」執筆要領に準ずる。

(提出方法)

- 第6条 ワーキングペーパーシリーズに登録を希望する者は、次の各号に定めるものを提出するものとする。
  - ー ワーキングペーパー登録申込票
  - 二 印刷した原稿1部

(提出先)

第7条 提出先はセンター事務所とする。

### (審査)

第8条 ワーキングペーパーシリーズへの登録の採否は、紀要編集委員会において決定する。

## (審査基準)

- 第9条 ワーキングペーパーシリーズに登録する基準は、次の各号の通りとする。
  - 一 経験的データ (empirical data)を元にした実証研究を中心とする。
  - 二 理論的な研究(theoretical paper)も刊行対象になるが、その場合には十分な批判力 (critical power)に基づいた議論が展開される必要がある。

# (完成原稿の提出)

第10条 ワーキングペーパーシリーズに登録することが決定した場合は、登録申請者は、 センターが発行する登録番号を付して、印刷した完成原稿1部および当該完成原稿の電 子ファイル(原則としてPDFファイル)を第7条に定める提出先に提出しなければなら ない。

### (表紙・裏表紙)

第11条 原稿がワーキングペーパーシリーズに登録される際に、登録申請者が表紙および裏表紙の印刷を希望する場合、センターは、配布目的を勘案の上、必要部数分を交付するものとする。

### (発行責任者)

第12条 ワーキングペーパーシリーズの登録責任者は所長とする。ただし、ワーキングペーパーの内容に関する責任は、すべて執筆者が負うものとする。

#### (発行費用)

第13条 ワーキングペーパーシリーズに登録されたワーキングペーパーを紙媒体で発行する場合の費用は、原則として個人負担とする。

### (著作権の取り扱い)

- 第14条 著作権は、特記されていない限り、執筆者個人に帰属する。
- 2 著作者は、ワーキングペーパーシリーズに登録するにあたり、著作権法第21条(複製権)、同23条(公衆送信権等)、同26条(頒布権)、同26条の2(譲渡権)に定められた範囲内において、学校法人早稲田大学がワーキングペーパーを使用することを許諾する。

(公開)

第15条 ワーキングペーパーは、早稲田大学リポジトリに登録し、ウェブで一般公開する。ただし、一般公開を希望しない著者は、登録申請時にその旨申告すれば、リポジトリに登録せず、ウェブで一般公開しないことができる。

(その他)

第16条 本内規に定めのない事項については、管理委員会で審議の上、決定する。

附則

1. この内規は、2017年9月6日から施行する。